

農業保険関係業務の貸付動向と今後の見通しについて

1. 検討の経緯

- (1) 農業保険制度は、農業保険法（昭和22年12月法律第185号）に基づき、自然災害等による収穫量の減少等による損失を補償する「農業共済」、並びに自然災害のほか、需給変動による価格低下など農業者の経営努力では避けられない、あらゆるリスクによる収入減少を補償する「収入保険」の2つの制度からなり、これらにより、農業経営の安定を図り、農業の健全な発展に資することを目的としている。
- (2) 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の農業保険関係業務における貸付けは、共済金及び保険金の支払原資を民間金融機関から円滑に調達することが困難な農業共済団体に資金供給を行うというセーフティネットとしての役割を果たしているが、貸付実績が近年低調に推移（図1～図3）しており、その要因と今後の見通しについて農業共済団体の合併に伴う財務基盤の安定との関係も含めて分析してみた。

2. 農業保険関係業務の貸付動向

信用基金の農業保険関係業務の貸付けとしては、(1) 農業共済団体が年度末に不足する資金、(2) 農業共済団体が共済金（保険金）支払等を行うのに不足する資金、(3) 農業共済団体が国からの再保険金（保険金）相当額を受領前の支払いに充当する資金があり、それぞれの貸付動向は以下のとおり。

(1) 年度末不足資金

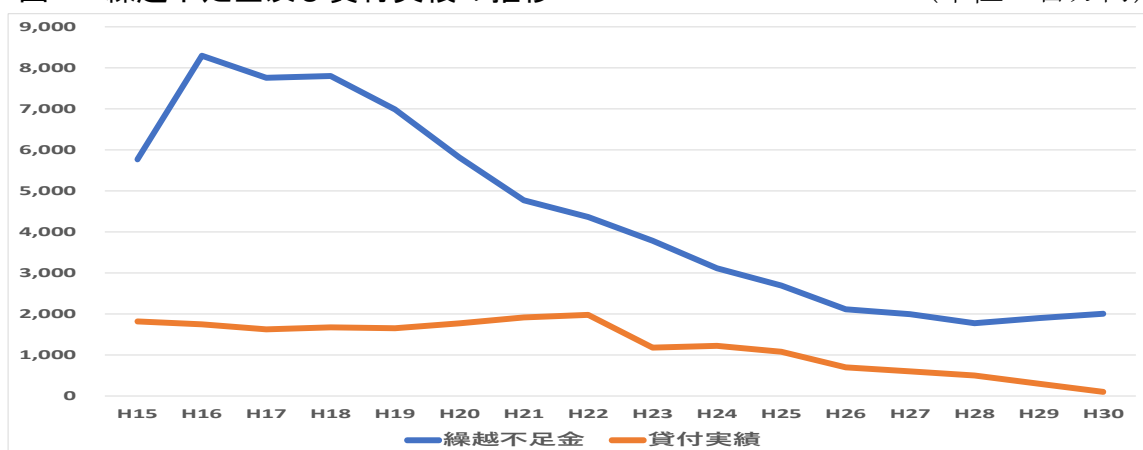
農業共済団体の決算上の繰越不足金に対して貸付けを行うものが年度末不足資金である。

農業共済団体の繰越不足金の推移をみたものが図1である。繰越不足金は、平成16年度に総額82億96百万円あったが、平成30年度の20億5百万円まで減少傾向で推移している。

この繰越不足金の減少の動きを反映し、貸付金は、図1にあるとおり、平成20から22年度の特定期による例外的な動きを除くと、平成15年度の18億18百万円から平成30年度の1億円となるまで減少傾向で推移している。

図1 繰越不足金及び貸付実績の推移

(単位：百万円)

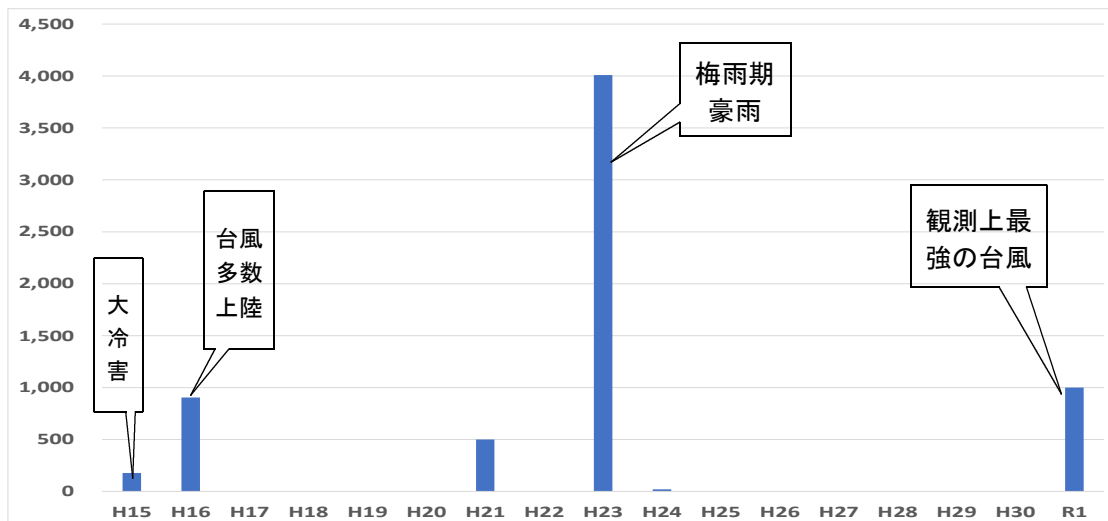


(注) 繰越不足金は、農業共済団体の勘定別繰越不足金の累計額である。

(2) 共済金（保険金）支払等不足資金

農業共済団体の期中の共済金等の支払いに必要な手持資金が不足する場合に、その不足額に対して貸付けを行うものが共済金（保険金）支払等不足資金である。貸付実績は図2のとおり、災害の大きい年度に発生する傾向がある。

図2 共済金（保険金）支払等不足資金の貸付実績の推移（単位：百万円）



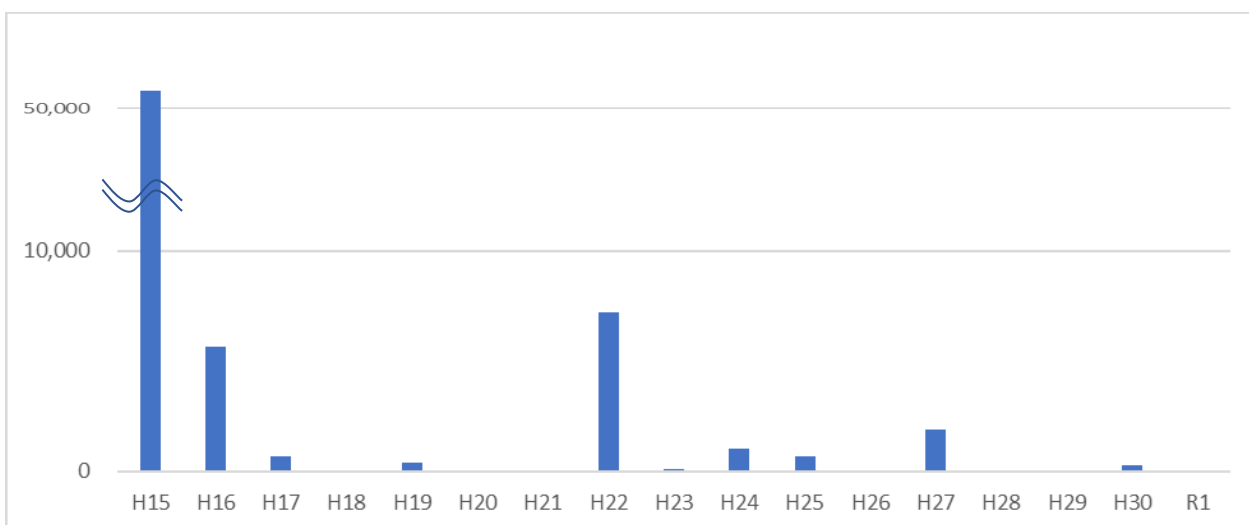
(3) 再保険金（保険金）資金

国からの再保険金（保険金）の受領に先立ち、農業共済団体が共済金等を支払おうとする場合に、その支払いを受けていない再保険金（保険金）相当額に対して貸付けを行うものが再保険金（保険金）資金である。

貸付実績は図3のとおりである。

当該資金の性格上、災害の大きい年度に貸付けが発生する傾向はあるものの、国から再保険金等を受領する前に共済金等の支払いを行うかどうかといった農業共済団体のスタンスに大きく影響される。

図3 再保険金（保険金）資金の貸付実績の推移（単位：百万円）



3. 農業保険関係業務の貸付金と農業共済団体の財務基盤との関係

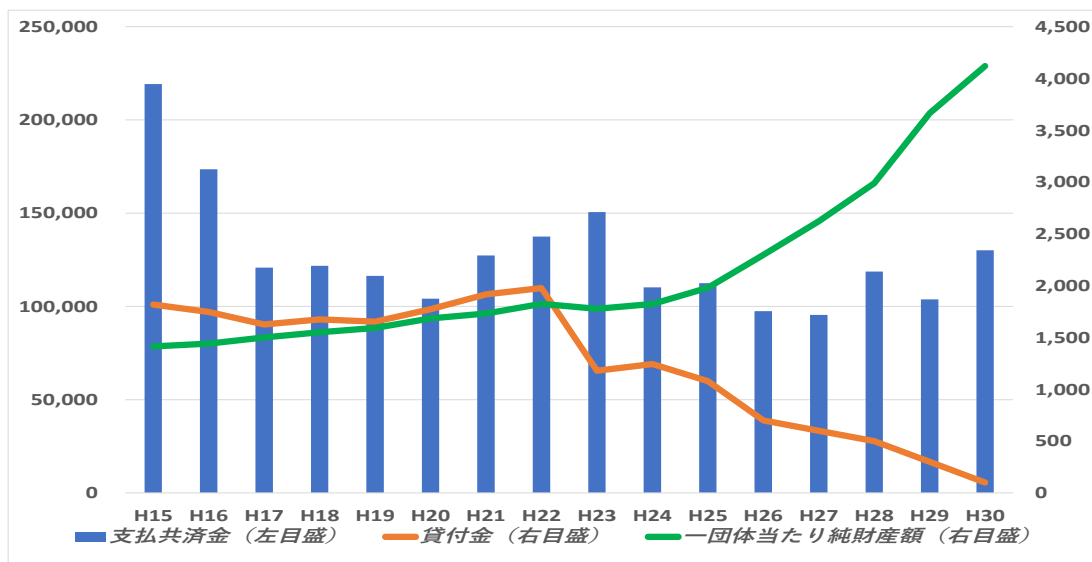
(1) 信用基金の貸付金(※)と農業共済団体の支払共済金、1団体当たりの純財産額との関係についてみたものが図4である。

平成15～30年度の支払共済金は、大冷害等の年度を除くと、概ね1,000～1,500億円の幅の中で推移しているものの、同期間の貸付金は特定県による例外的な動きがあった平成20～22年度を除くと、平成15年度の18億18百万円から平成30年度の1億円へと減少傾向で推移しており、農業共済団体の支払共済金と信用基金の貸付金との関係は見いだせない。

(※) 貸付金については、農業共済団体のスタンスに大きく影響される再保険金(保険金)資金及びスポット的な傾向が強い共済金(保険金)支払等不足資金については除外している。

(2) 一方、農業共済団体の合併の進展(342団体(H15)→137団体(H30))に伴い、1団体当たりの純財産額は増大傾向(14億14百万円(H15)→41億20百万円(H30))である中、信用基金の貸付金は減少傾向となっており、こうしたことから、信用基金の貸付金の減少には、農業共済団体の財務基盤の充実が図られる中で、繰越不足金が縮減したことが、大きく影響していると考えられる。

図4 貸付金と1団体当たり純財産、支払共済金との関係 (単位：百万円)



4. 今後の信用基金の貸付けの見通し

(1) 今後の貸付金の見通しとしては、

- ① 再保険金(保険金)資金については、国から再保険金等を受領する前に共済金等の支払いを行うかどうかといった農業共済団体のスタンスに大きく影響を受けることから、今後についても一定の資金ニーズがあるとは言っても、
- ② 年度末不足資金及び共済金(保険金)支払等不足資金については、農業共済団体の財務基盤の安定を反映し、今後資金ニーズが大きく高まることは見込みづらい。

(2) 引き続き共済金及び保険金の支払原資を供給するという信用基金の貸付金のセーフティネットとしての役割は変わらないが、信用基金としては、これまでの貸付実績を勘案し、15億円程度を手元現金としているところ、今後については、このような見通しを踏まえ、農業共済団体の財務基盤の充実という状況の変化に対応して、どの程度手元資金を確保しておくことが必要かについて検討していく必要がある。

(以上)